

監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 610</p> <p style="text-align: center;"><b>内部監査人の作業の利用</b></p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正</u> 2022年 6月 16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 49号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 《(1) 内部監査機能の評価》 (省 略)</p> <p>《専門職としての規律ある姿勢と体系的な手法の適用》(第 11 項(3)参照) (省 略)</p> <p>A11. 内部監査機能が専門職としての規律ある姿勢と体系的な手法を適用しているかどうかの監査人の判断に影響する要因には、例えば以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の規模及び状況に応じて、リスク評価、内部監査手続書、内部監査調書の作成及び報告等に関する文書化されたガイダンスが適切に作成、保管、利用されているかどうか。</li> </ul>	<p>監査基準委員会報告書 610</p> <p style="text-align: center;"><b>内部監査人の作業の利用</b></p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 1月 14日 <u>最終改正</u> 2021年 6月 8日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 49号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 《(1) 内部監査機能の評価》 (省 略)</p> <p>《専門職としての規律ある姿勢と体系的な手法の適用》(第 11 項(3)参照) (省 略)</p> <p>A11. 内部監査機能が専門職としての規律ある姿勢と体系的な手法を適用しているかどうかの監査人の判断に影響する要因には、例えば以下の事項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の規模及び状況に応じて、リスク評価、内部監査手続書、内部監査調書の作成及び報告等に関する文書化されたガイダンスが適切に作成、保管、利用されているかどうか。</li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査機能に関して、適切な品質管理の方針及び手続が適用されているか。適切な品質管理の方針及び手続には、例えば、方針及び手続のうち内部監査機能に適用可能な方針及び手続（例えば、「品質管理に関する責任」、「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」、「業務の実施」に関連するもの）又は専門職団体が設定した内部監査人に関する基準において規定されている品質管理の要求事項がある。専門職団体の規定には、例えば定期的な外部の品質評価の実施に関する要求事項が含まれていることがある。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年6月16日）は、<u>2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u>なお、<u>公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u>なおその場合、<u>品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査機能に関して、適切な品質管理の方針及び手続が適用されているか。適切な品質管理の方針及び手続には、例えば、<u>品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に規定されている</u>方針及び手続のうち内部監査機能に適用可能な方針及び手続（例えば、「品質管理に関する責任」、「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」、「業務の実施」に関連するもの）又は専門職団体が設定した内部監査人に関する基準において規定されている品質管理の要求事項がある。専門職団体の規定には、例えば定期的な外部の品質評価の実施に関する要求事項が含まれていることがある。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上